

苫小牧市学校給食用食器貸借プロポーザルヒアリング実施要領

1 審査、評価及び選定

(1) 選定委員会の設置

苫小牧市学校給食用食器貸借事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置して行う。

(2) ヒアリングの実施

- ① 日程は、令和3年4月下旬を予定するが、日時・場所等については、プロポーザル提案資格確認結果通知書と合わせて通知する。
- ② 1社あたり30分以内とする。（提案説明15分、質疑応答10分）
- ③ 説明途中であっても延長は認めない。
- ④ 提案者から委員への質問は認めない。
- ⑤ 一般非公開とし、説明者は補助者を含めて5名までとする。
- ⑥ 資料の追加提出は認めず提出のあった提案書に基づくものとし、内容は主に提案書では説明が難しい点やアピールしたい点について行うこと。
- ⑦ 提案説明において、パワーポイントを使用する場合は、あらかじめ担当部署に連絡すること。その際に使用する機器のうちプロジェクターとスクリーンは市で用意するが、パソコン及びその他の機材については、提案者が用意すること。

(3) 審査内容

提案書、提案価格、ヒアリング内容を総合的に評価し、最高得点の者を特定する。

(4) 失格事由

苫小牧市学校給食用食器貸借プロポーザル実施要綱第15条に規定する事項に該当することが判明したとき。